



平成 19 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 若築建設株式会社
代 表 者 名 取締役社長 彦坂 義助
(コード番号 1888 東証第 1 部)
問 合 せ 先 広報室長 長谷川 洋一
TEL (03) 3492 - 0271

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

このたび、当社は名古屋市発注の下水道工事の入札に関して、当社従業員が平成 19 年 3 月 29 日に、競売入札妨害罪で略式命令を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき国土交通省関東地方整備局長より、平成 19 年 5 月 28 日付けで、下記の通り営業停止処分を受けましたのでご報告いたします。

当社は、今回の処分を厳粛に受けとめ、法令遵守の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいり所存であります。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期 間

平成 19 年 6 月 12 日から平成 19 年 7 月 11 日までの 30 日間

以 上